

第1回長野市立大豆島公民館運営審議会次第

日 時 令和3年6月2日(水) 午後1時30分
場 所 大豆島公民館 多目的ホール

1. 開 会
2. 委嘱書交付
3. 公民館長あいさつ
4. 会長あいさつ
5. 職務代理者の選出
6. 審議事項
 - (1) 令和3年度大豆島公民館事業計画について
 - (2) その他

7. 閉 会



まめっ子
ふれあい広場

長野市立大豆島公民館運営審議会委員名簿

(任期 ～令和4年5月31日)

令和3年6月2日現在

氏名 (五十音順)	所属名
岡田 保穂	大豆島地区住民自治協議会会長
小池 伸幸	大豆島保育園園長
正村 寿満子	公募委員
田原 克彦	長野市立大豆島小学校校長
西沢 節	学識経験者
西澤 真利子	大豆島地区更生保護女性会会長
広瀬 一雄	大豆島地区民生委員児童委員協議会会長
山岸 篤	大豆島公民館副館長
山崎 ひろ子	大豆島地区赤十字奉仕団委員長

運営審議会に関する社会教育法及び長野市立公民館条例の抜粋

○ 社会教育法（以下「法」という。）

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○ 長野市立公民館条例

（公民館運営審議会）

第13条 法第29条第1項の規定により、公民館（指定管理者が管理する公民館を除く。）に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、法第30条第1項の規定により教育委員会が委嘱する。

3 審議会の名称及び委員の定数は、別表第4のとおりとする。（大豆島公民館の委員定数9名）

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第14条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第15条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

令和3年度

大豆島公民館事業計画



【「脳と身体」の若返り教室 & 大豆島甚句体操】

長野市立大豆島公民館

長野市教育の基本理念

明日を拓く深く豊かな人間性の実現

長野市は 市民の皆様とともに
広い視野から 思いやりの心を育み
自律心や豊かな情操 創造力を養い
自然と文化あふれる郷土に 誇りを抱き
明日を拓くための 深く豊かな人間性の実現をめざします

第二次生涯学習推進計画

- 施策1 市民のニーズに応える学習環境づくり
～今を充実させ、未来をひらく～
- 施策2 市民の学びを生かす地域づくり
～生涯学習の成果を生かす～
- 施策3 市民の学びを支える体制づくり
～学習しやすい仕組みをつくる～

公民館の目的

(社会教育法 5章20条)

公民館は、市町村その他一定の地区内のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

公民館の重点目標

地域課題を掘り起こし、地域住民一人ひとりの生活要求や願いを的確にとらえ、地域の関連団体と連携しながら、それを学習課題にすえた講座・学級・集会等を企画するとともに、市民が自主的に仲間と学べる環境づくりをするなど、市民の課題解決への主体的取り組みを支援することを通して、市民の学習満足度を高め、人間尊重の精神や連帯感の醸成と自治能力の向上を図り、生活文化の振興、地域福祉の向上を目指す。

大豆島公民館事業方針

1 運営方針

大豆島地区内住民の生涯学習の拠点として、住民一人ひとりが自発的にそして身近で気軽に交流し参加できる場になるような教育及び文化に関する事業を行います。また、地区内の歴史、伝統文化や自然環境に対して関心を持ち、誇りを持てる明るく住みよい地域づくりのための学習活動や文化の振興を図ります。そして、地区内の住民相互の温かい人間関係をつくり、家庭・学校・地域が連携して地域課題の共有化を目指します。

2 重点目標

- (1) 基本的人権を尊重する人権同和教育講座に取り組んで、差別やいじめのない一人ひとりが大切にされる明るい社会を目指す。
- (2) 成人学校及び各種の講座・学級を開設し、学習活動を通じて住民の教養の向上及び地域課題等の共有化を図る。
- (3) 世代間の交流やグループの結び付きを図り、地域の教育力を高める。
- (4) 地域公民館に対し、その事業活動に協力し、地域に即応した行事・学習活動の充実を図る。
- (5) 図書の貸し出しを行い、読書意欲の向上を図る。
- (6) 社会教育団体の連絡・協調を通して、生涯学習の体制づくりを推進する。
- (7) 子育て支援、環境問題など現代的課題にも積極的に取り組む。



成人学校 絵画教室



成人学校 太極拳初級

令和3年度 長野市立大豆島公民館事業計画

事業区分	事業名	開催日	内容等
運営審議会	大豆島公民館運営審議会	6月2日(水)	事業計画について
		3月2日(水)	事業報告について
広報	館報発行	6月1日(火) 10月1日(金) 1月1日(土)	館報「まめじま」発行 172号～174号 全戸配布 4,650部×年3回
地域公民館育成	公民館報編集研修会	5月6日(木)	講師:信濃毎日新聞社 山崎 文智 先生
	地域公民館建設事業補助金	通 年	地域住民の自治及び社会教育活動の振興を図るため、町、集落、地域自治会等の団体が行う地域公民館建設事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。(今年度は申請実績なし)
成人祝賀	令和2年度成人式	8月14日(土) 午前:令和2年度 午後:令和3年度	内容: 恩師・旧友との歓談会、記念式典、記念撮影。記念品は冊子「大豆島の歴史」と、大豆島の風景を描いた絵葉書の予定。
	令和3年度成人式		
文化	(史跡めぐり)	休 止	コロナ禍と講師の急逝に伴い、今後は市立公民館講座「大人の社会見学(仮称)」に統合する予定。
体 育	春季球技大会	5月15日(土)	地区対抗球技大会(ゲートボール) 延期
		5月16日(日)	地区対抗球技大会(ソフトだよ～ボール) 中止
	夏季球技大会	6月21日(日)	地区対抗球技大会(ソフトバレーボール) 中止
	(市民運動会)	休 止	コロナ禍が終息するまで当面休止とし、「新しい生活様式」の中でも実施可能な開催方法を検討していく。
	家族でふれあいウォークラリー	10月10日(日)	地区対抗市民運動会の代替イベント。家族で地域を歩いてめぐり、クイズやスポーツで心と体の健康作りをしながらお互いの絆を深める。
	冬季球技大会	1月16日(日)	地区対抗球技大会(卓球)
世代間交流	娯楽大会	2月6日(日)	内容:将棋、囲碁、マージャン、オセロを通して住民同士の交流を図る
人権同和教育	人権同和教育講座(松岡公民館)	月 日()	講師:未定
	人権同和教育講座(上区公民館)	月 日()	講師:未定
	人権同和教育講座(中区公民館)	月 日()	講師:未定
	人権同和教育講座(下区公民館)	月 日()	講師:未定
	人権同和教育講座(東区公民館)	月 日()	講師:未定
	人権同和教育講座(西風間公民館)	月 日()	講師:未定
	人権同和教育講座(東風間公民館)	月 日()	講師:未定

事業区分	事業名	開催日	内容等
成人学校	絵画教室	月曜日・午前 年36回	講師:小山 清 先生 受講者:12名(1学期現在)
	太極拳 初級	火曜日・午後 年36回	講師:轟 文子 先生(上区) 受講者:30名(1学期現在)
	太極拳 中級	木曜日・午前 年36回	講師:轟 文子 先生(上区) 受講者:20名(1学期現在)
	ピラティスヨガ	木曜日・午前 年24回	講師:塚田 佳代子 先生 受講者:15名(1学期現在)
	パッチワーク	木曜日・午後 年24回	講師:北村 明子 先生 受講者:13名(1学期現在)
	すぐ使える英語	木曜日・午後 年24回	講師:マクマーン ルーク 先生(東区) 受講者:14名(1学期現在)
次世代 育成支援 (まめっ子ふ れあい広場)	親子でストレッチ	4 月 21 日 (水)	講師:日野 文子 先生、更生保護女性会
	どっぴりわらべ歌	5 月 19 日 (水)	講師:原山 克江 先生、更生保護女性会
	リトミックで遊ぼう	6 月 16 日 (水)	講師:山岸 利香 先生・千野 佳月子 先生 更生保護女性会
	七夕の飾りを作って飾ろう	7 月 21 日 (水)	講師:大豆島公民館職員、更生保護女性会
	おはなしがいっぱい	8 月 18 日 (水)	講師:大豆島公民館職員、更生保護女性会
	まめっ子秋祭り	9 月 15 日 (水)	講師:長野市派遣保育士、更生保護女性会
	楽しくお絵描き三昧	10 月 20 日 (水)	講師:大豆島公民館職員、更生保護女性会
	パントマイム・紙芝居	11 月 17 日 (水)	講師:にじいろ工場、更生保護女性会
	クリスマス スタンプラリー	12 月 15 日 (水)	講師:長野市派遣保育士、更生保護女性会
	新聞紙で遊ぼう	1 月 19 日 (水)	講師:長野市派遣保育士、更生保護女性会
	ゆらゆら可愛い おひなさま作り	2 月 16 日 (水)	講師:大豆島公民館職員、更生保護女性会
	DVD鑑賞会	3 月 16 日 (水)	講師:大豆島公民館職員、更生保護女性会



アートギャラリー大豆島

事業区分	事業名	開催日	内容等	
次世代 育成支援	まめっ子サロン (自由遊び・おもちゃ遊び・ 発達相談等)	4月14日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会 中止	
		5月12日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
		6月2日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
		7月7日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
		8月4日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
		9月1日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
		10月6日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
		11月10日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
		12月1日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
		1月12日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
		2月2日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
		3月2日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
高齢者学習 「脳と身体」の 若返り教室 & 大豆島甚句 体操	若返り体操& 大豆島甚句体操おさらい会	4月20日(火)	講師:塚田 佳代子 先生	新
	指先使ってみんなで折り紙	5月18日(火)	講師:大豆島公民館職員	新
	免疫力を高める食事のはなし	6月15日(火)	講師:山岸 美智子 先生	新
	パラリンピック競技 ポッチャ体験	7月6日(火)	講師:大豆島公民館長	新
	脳トレになる運動と体操	8月3日(火)	講師:清水 由佳 先生	新
	ご当地体操いろいろ ～朝陽音頭健康体操 他～	9月21日(火)	講師:朝陽公民館職員、大豆島公民館職員	新
	大人のためのおはなし会	10月5日(火)	講師:コスモスの会	新
	楽しむ大人の工作	11月16日(火)	講師:大豆島公民館職員	新
	骨強度測定と そこから考える食事	12月7日(火)	講師:ウェルシア薬局管理栄養士	新
	ニュースポーツ体験 スマイルボーリング	1月18日(火)	講師:大豆島公民館長	新
	音楽に合わせて 簡単!ステップ	2月15日(火)	講師:塚田 佳代子 先生	新
脳トレ運動	3月15日(火)	講師:清水 由佳 先生	新	

事業区分	事業名	開催日	内容等
世代間交流	しめ縄づくり講習会	12月5日(日)	講師:西沢利夫先生(中区)、栗木栄二先生(松岡区)、三代良宜先生(松岡区)
文化・教養	クラフトバンド講座	7月28日(水) 8月4日(水)	講師:大豆島公民館職員
	ピアノとヴァイオリンの演奏会	10月23日(土)	演奏者:神林杏子さん(上区)、内田沙理さん
	大人の社会見学(仮称)	月 日()	行先:未定
	消しゴムはんこ。で年賀状	11月25日(木) 12月9日(木)	講師:大豆島公民館職員
	松代焼体験	月 日()	講師:松代陶苑
	公民館作品展	3月5日(土) 6日(日)	成人学校、サークルの作品展示
環境学習	花いっぱいなたねだんご	5月28日(金)	講師:大豆島公民館職員
	毛糸で作る癒しのケートこけ玉	6月30日(水)	講師:山本宗輝先生
	家庭菜園楽習教室	月 日()	講師:山本宗輝先生
地域力向上	大豆島の文化財名菊「巴の錦」苗頒布会	6月13日(日)	講師:巴の錦保存会、重陽友の会
	定植講習会	7月4日(日)	講師:巴の錦保存会、重陽友の会
	花芽管理講習会	8月22日(日)	講師:巴の錦保存会、重陽友の会
展示事業	名菊「巴の錦」菊花展	10月24日(日) ~ 11月13日(土)	「巴の錦」栽培成果の発表
その他	公民館図書(南部図書分室)	通年	読書意欲の向上を図る
	公民館施設の貸し出し	通年	住民交流・生涯学習の場を提供する
	アートギャラリー大豆島	通年	地域の住民・団体に作品を展示する場を提供する

新

新

新



花いっぱいなたねだんご

成人式

新成人の皆様、ご成人おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。
大豆島地区では公民館主催で下記のとおり成人式を開催いたします。
恩師や旧友との懐かしい歓談会も予定しておりますので、大勢の皆様のご出席を心よりお待ちしております。

記

1 日時 令和3年8月14日(土)

① 令和2年度成人者 午前9時から受付(11時30分終了予定)

② 令和3年度成人者 午後2時から受付(4時30分終了予定)

2 会場 大豆島公民館(大豆島総合市民センター内)

3 対象者 ① 令和2年度(平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ)

② 令和3年度(平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれ)

※ いずれも原則として本人または家族が大豆島地区に在住している方

※ 過去に大豆島地区に在住していた方で参加ご希望の方は大豆島公民館
(026-222-2888)へお問い合わせください

4 申込方法 令和3年6月24日(木)までに参加申込書を地域公民館長へご提出
ください。お申し込みいただいた方には詳しいご案内をお渡しします。

5 提出先 地域公民館長一覧

地区	公民館長	電話	地区	公民館長	電話
松岡	中村 光男	090-2472-0717	東区	平塚 賢治	080-7693-0383
上区	今井 誠	090-1543-8995	西風間	玉井 弘行	222-2243
中区	竹内 典雄	090-4247-6297	東風間	野崎 愛二	222-0632
下区	轟 晃造	221-4046			

6 その他

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては中止または延期となる場合がありますのでご了承ください。

※ 芸術館で開催される成人式は「第一～第五、芹田、古牧、三輪、若槻、浅川、小田切地区成人式」です。収容人数に制限があるため他地区からの参加はできませんのでご注意ください。

※ ご提出いただいた参加申込書の情報は成人式以外には使用しません。

きりとりせん

参加する年度に
○をしてください

⇒ ①2年度 ②3年度 大豆島地区成人式 参加申込書

フリガナ 氏名	〒		男女	生年月日	平成	年	月	日
住所	〒		現住地	都道府県	地区名			
電話	世帯主氏名		住所と同じ		常会名			

大豆島公民館をご利用される皆さんへ

長野市立大豆島公民館

市立公民館は、社会教育施設として地域の皆さんの学習文化活動の拠点となる「共同の学習の場」です。下記の事項をお守りいただき、お互いに気持ちよく使用できるように心がけましょう。

1. 公民館使用区分	使用目的によって次のとおり区分します。 (1) 無料で使用できる。(社会教育目的での使用) (2) 有料で使用できる。(社会教育目的以外での使用) (3) 使用できない。(5.使用条件についての(1)～(6)に該当する場合など)
2. 公民館使用時間	使用前後の準備・片付け、整理整頓、清掃時間を含みます。 前後の使用団体に迷惑がかからないよう、お互いに使用時間を守ってください。 (1) 午前 8時30分～12時00分 (2) 午後 13時00分～17時00分 (3) 夜間 17時30分～21時30分 (4) 多目的ホール 午前 8時30分～10時00分、10時00分～12時00分 午後 13時00分～15時00分、15時00分～17時00分 夜間 17時30分～21時30分
3. 使用できる回数	(1) 一団体が <u>1週間に利用できるのは原則1回</u> とします。 (午前・午後・夜間のいずれか1区分) (2) 不特定多数の参加者を対象とした講演会、発表会やダンスパーティーなどは年1回とします。
4. 休館日	年末年始 12月29日～1月3日は休館となります。 (お盆期間中は通常どおり開館しております。)
5. 使用条件について	市立公民館は主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動の場であるため、構成員の過半数が市内に居住、通勤又は通学する <u>5人以上の団体が使用することができます。次の(1)～(6)に該当する場合は使用できません。</u> (1) 営利を目的とした行為 (2) 特定の政党・候補者を支持する行為 (3) 特定の宗教・教派・教団を支持する行為 (4) <u>塾・教室や茶道・華道・舞踊等の講師が代表者となり、月謝を徴収する場合</u> (5) 飲食・休憩だけが目的の使用 (6) 未成年者だけの使用(必ず保護者同伴で使用してください。) ※ 参加費等の金銭の授受がある場合は、申請時に「予算書」を提出し、使用後は速やかに「決算書」を提出してください。
6. 使用申請について	(1) 年度ごとに「公民館使用団体登録届出書」(以下「団体届」という。)を提出してください。裏面の「情報提供に関する同意欄」に署名をいただいた場合は、市民からの問い合わせに応じて「団体届」に記載されている内容を情報提供させていただきます。 (2) 公民館を使用する場合は「公民館使用許可申請書」(以下「申請書」という。)を提出して許可を受けてください。電話での受付はしていません。(空き状況の問い合わせは電話でも受けております。) (3) 「申請書」は使用する日の前日までに提出してください。 (4) 毎月1日(1日が休日の場合は休み明け)から翌月分の貸館受付をします。抽選を希望する団体は午前8:40までに多目的ホールに集合してください。 (5) 使用を取消しする場合は、必ず公民館に連絡をしてください。 (6) 行事等の開催に際し、通知などにより参加者に周知する時間を確保するため、抽選日より前に申請する必要がある場合は公民館にご相談ください。 (7) 公民館や長野市の事業等で使用する必要が生じた場合は、申請書の提出後でも会場・日時の変更をお願いする場合があります。

<p>7. 夜間・休日使用の鍵の受取・返却</p>	<p>(1) 夜間及び休日等に使用する団体の代表(当番)の方は、責任をもって公民館の業務時間内(平日の午前8:30~午後5:00)に鍵を受取ってください。 ※ 受取り忘れると使用できなくなります。</p> <p>(2) 鍵はできるだけ使用する日の直前の公民館が開いている日に受け取りにきてください。</p> <p>(3) 鍵は「公民館(公園側)入口」と「使用する部屋」の鍵を兼ねています。使用後は、どちらも忘れずに施錠してください。</p> <p>(4) 使用後の鍵の返却は、公民館(公園側)入口の郵便受に「公民館使用報告書」(以下「使用報告書」という。)と一緒に投函してお帰りください。 ※ 夜間・休日使用后、支所側廊下の職員通用口からは退館しないでください。</p>
<p>8. 飲食を伴う使用について</p>	<p>(1) カーペット(視聴覚室、学習室)や畳(和室)の部屋での飲食は原則禁止です。(水分補給は可)</p> <p>(2) やむを得ず飲食を伴う場合は、事前に申し出て、床にブルーシートを敷いて使用してください。(ブルーシートは公民館でもお貸しします)。</p>
<p>9. 使用後の報告及び清掃・整理・整頓</p>	<p>(1) 使用後は「使用報告書」を提出してください。(使用人数の記入もれ注意)</p> <p>(2) 使用後は必ず清掃を行い、机やいすを元の状態に戻してください。</p> <p>(3) 多目的ホールは倉庫にあるモップをかけ、モップについたホコリは掃除機で吸い取ってください。</p> <p>(4) カーペット(視聴覚室、学習室)や畳(和室)の部屋は給湯室のロッカーにある掃除機をかけてください。</p> <p>(5) 児童同伴の場合は、トイレも点検して必要に応じて清掃をしてください。</p> <p>(6) お茶殻やごみ類は必ずお持ち帰りください。</p> <p>(7) 施設や備品を破損した場合は、速やかに報告してください。</p>
<p>10. 禁煙・防火等について</p>	<p>(1) 当施設は、健康増進法の一部改正により令和元年7月1日から敷地内全面禁煙です。</p> <p>(2) 火気(ガス栓)・電気(エアコン、照明)・止水等の始末及び施錠について確認をし、火災予防を徹底してください。</p> <p>(3) 節電(エアコンの運転、部分照明)・節水のご協力をお願いします。 (エアコンの運転基準 冷房 28℃ 暖房 19℃『長野市役所環境保全率先実行計画』)</p>
<p>11. 使用許可できない場合について</p>	<p>次に該当する場合は公民館の使用を許可できませんのでご了承ください。 長野市公民館条例 (第7条2)</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害すると認められるとき</p> <p>(2) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき (社交ダンスにおけるヒールカバー未装着による使用含む。)</p> <p>(3) その他使用が不相当であると認められるとき (施設管理及び施設内の秩序保持のため、公民館職員が使用状況の確認を行うことがあります。)</p> <p>(第12条) 故意又は過失により公民館の施設等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p>
<p>12. その他</p>	<p>(1) 自家用車でご来館の際は、道向かいの北側大駐車場へ駐車してください。 支所窓口利用者駐車場へは駐車しないでください。 できるだけ徒歩・自転車でのご来館にご協力をお願いします。</p> <p>(2) 視聴覚室を除いて防音設備はありません。大音量でのご使用は他の利用者の迷惑となります。また、平日は支所を利用する方もいらっしやるので、憩いのスペースで騒ぐことのないようにお願いします。</p> <p>(3) 忘れ物のないようにご注意ください。忘れ物は事務室前に一時保管しておきますが、一定期間が過ぎたら処分させていただきます。</p> <p>(4) 電話の取り次ぎは、緊急時以外はできませんのでご了承ください。</p>

新型コロナウイルス感染防止について(お願い)

大豆島公民館では、消毒の徹底等、感染防止に努めています。利用者の安全及び健康等を保持するため、下記の事項に、ご理解とご協力をお願いします。

記

- 参加者やご家族に、発熱や風邪の症状がある場合は、使用をご遠慮ください。
- 参加者全員のマスク着用を徹底してください。
- 公民館入口で手指を消毒してから入室してください。
- 人との間隔は2メートル(最低1メートル)空けてください。
(合唱はマスク着用のうえ、十分な距離(2メートル)を保つこと)
- 3密(密閉、密集、密接)を避けるため、教室ごとに利用人数の基準を設定しています。(長机を使用する場合は1台に1人)
- 会話をする際は可能な限り真正面を避けてください。
- 30分～1時間に1回は窓を開け、外気を取り入れて換気を十分に行ってください。
- 使用団体の代表者は、保健所等から依頼があった場合に提示できるよう『参加者名簿(氏名、連絡先)』を整備してください。
- 使用後は、手の触れた場所を中心に教室の消毒をお願いします。
なお、物品の共用を避けるため、ゴム手袋は各団体でご用意ください。

1 大豆島公民館の今後のあり方検討委員会

(1) 経過

住民自治協議会による指定管理者制度の導入について、公民館運営審議会、館長経験者、住自協、支所、公民館から委員を選任し、平成30年3月から平成31年1月までに検討委員会を5回開催して検討してきた。

(2) 検討結果

指定管理者制度については現段階では「導入しない」ということを決定した。

大豆島公民館の交流センター化については、市の3年間のモデル試行の動向を見ながら、あらためて検討委員会を設置して検討する予定。

2 交流センターについて (教育委員会 家庭・地域学びの課 令和3年3月中間報告)

(1) 検討の経過

地域住民や市議会から、地域コミュニティ活動の拠点として、現在の市立公民館の管理基準よりも誰もが利用しやすい施設へ移行の要望があり、地域・住民ニーズに対応するため、社会の変化に対応した住民の使いやすい施設のあり方について市で検討を始めた。

【制限緩和による活用の拡大（活用例）】

- 【住民活動】 …住自協で企画した特産物や地域で採れた野菜の販売など
- 【子育て支援】 …子育て交流フリーマーケットやバザーなど
- 【健康支援】 …介護予防に繋がる各種健康事業など
- 【貸し館】 …有料イベントや、商工会、商店会、個人商店の会議 など

(2) 施設の機能

交流センターは、次の3つの機能が一体となって運営される施設である。

① 住民にとってより有効な施設

…住民による様々な利用が行える施設

② 地域づくりに役立つ施設

…住民が交流し様々な活動のまちづくりを推進するための地域づくりの拠点

③ 引き続き生涯学習を推進する施設

…地域住民が生涯にわたって学び続け、社会教育・生涯学習活動を支援し、推進できる機能

(3) モデル施設

直営、指定管理者館の両方から、それぞれモデル的に数館を「交流センター」に移行し、令和元年度から3年間試行する中で、管理運営上の問題、効果等を把握し、課題を整理している。

直 営…柳原・小田切・中条(R3年4月～)

指定管理…篠ノ井・長沼(R2年10月被災により休館)

(4) モデル実施の効果と課題

① 主な効果

- ・住民自治協議会共催によるイベントで地元農産物の販売など販わいの創出に繋がっている。
- ・少人数の有料利用の事例があり、空き時間の有効活用が図られている。

② 課題

- ・台風や新型コロナウイルス対策等により、利用に減少の傾向がみられるが、従来の生涯学習利用等に影響はなく、現在、大きな課題は見当たらない。

3 民法改正に伴う成人式の対象年齢について

- ・ 民法改正により、成人年齢が 18 歳に引き下げられる令和 4 年度以降の成人式について、長野市では今年 3 月に対象年齢を現行どおり 20 歳（戸隠、大岡、信州新町地区は 21 歳）とすることを決定しました。